

市長交際費の対応基準

支出区分	支出内容	支出金額
会費	会費等により開催される行事等への参加に係る経費(会食を伴うものに限る)	5千円を上限とする(ただし、会費の額が明確な場合はこの限りではない)
見舞い	病気等に対する見舞いに係る経費	1万円を上限とする
祝金	祝賀会等各種行事のお祝いに係る経費	2万円を上限とする
弔慰	葬儀又は法要における香典等に係る経費	別表参照
記念品等	手土産及び各種行事における記念品等に係る経費	手土産 = 実費 記念品 = 5千円を上限とする 賞品代金 = 5千円を上限とする
その他	市長が特に必要と認めた場合	献花 = 1万円 激励 = 5千円を上限とする その他 = その都度協議する

(別表)弔慰関係一覧表

区分		香典	枕花	区分		香典	枕花
国会議員	本人	2万円		他市助役 関係 町村助役	本人	1万円	
	配偶者	1万円			各種委員	本人	5千円
	父母	1万円		各町自治会長		本人	5千円
地元県議会議員	本人	2万円			配偶者	5千円	
	配偶者	1万円			父母	5千円	
	父母	1万円		職員	本人	1万円	
市議会議員	本人	2万円			配偶者	5千円	
	配偶者	1万円			父母	5千円	
	父母	1万円			元職本人	5千円	
	元職本人	5千円			その他	協議	
	元職配偶	5千円					
他市長 関係町 村長	本人	2万円					
	配偶者	1万円					
	父母	1万円					
	元職本人	1万円					

父母とは、実父母、義父母(同居のみ)とする。

各種委員とは、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会の委員とする。

職員の元職は退職日後10年以内とする。

上記記載以外で不明な事が生じた場合は、その都度協議する。